9　ミャンマー連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年六月三十日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史

ミャンマー連邦共和国
財務副大臣　リン・アウン閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ヤンゴン配電網改善計画（フェーズ1）	六十一億五百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年
2　ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）（第二期）	百四十七億五千万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	八年
総額	二百八億五千五百万円			

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年六月三十日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
財務副大臣　リン・アウン

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史閣下

○外務省告示第二百六十七号

平成二十七年七月八日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったバンガロール配電網設備高度化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年三月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十八号

平成二十七年七月八日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったアムリトサール下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年七月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千八百五十九号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

第二百三十九号中「鹿児島市鴨池新町十五番地」を「大島郡龍郷町浦百十一番地一」に改める。

第四百七十四号を第四百七十七号とし、第四百七十三号の次に次の三号を加える。

四百七十四　神埼市土地改良区　佐賀県神埼市神埼町神埼四百十番地　平成二十七年二月

四百七十五　三根土地改良区　佐賀県三養基郡みやき町大字市武千三百八十一番地　平成二十七年二月

四百七十六　南会津森林組合　福島県南会津郡南会津町針生字下宮二百三十八番地　平成二十七年三月

本則に次の七号を加える。

四百七十八　新えべつ土地改良区　北海道江別市八条八丁目五番地　平成二十七年四月

四百七十九　岩手県農業共済組合　岩手県盛岡市北飯岡一丁目十番五十号　平成二十七年四月

四百八十　由利本荘市土地改良区　秋田県由利本荘市上大野十六番地　平成二十七年四月

四百八十一　石川県農業共済組合　石川県金沢市田中町か二十六番地一　平成二十七年四月

四百八十二　大津松茂農業協同組合　徳島県鳴門市大津町備前島字横丁ノ越二百九十七番地一　平成二十七年四月

四百八十三　愛媛県農業共済組合　愛媛県松山市二番町四丁目四番地二　平成二十七年四月

四百八十四　中日本たばこ耕作組合　茨城県石岡市若宮三丁目一番四十号　平成二十七年五月

○農林水産省告示第千八百六十号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、カナダ林産業審議会（ＣＯＦＩ）が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十七年五月二十五日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
カナダ　ブリテッシュコロンビア州　ケローナ　カーシュナー　ロード　千八百五十五―三百六十	カナダ　ブリテッシュコロンビア州　ケローナ　カーシュナー　ロード　千八百五十五―二百五十